

田方広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更

（伊豆の国市決定）

田方広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中、1号伊豆の国市菰山ごみ焼却場、2号伊豆の国市大仁清掃センター及び3号伊豆の国市長岡清掃センターを廃止する。

理 由

安全で適切な廃棄物の処理、循環型社会の構築を図るため、「新ごみ処理施設基本計画」に基づき、伊豆市に新ごみ処理施設を建設し、1号伊豆の国市葦山ごみ焼却場、2号伊豆の国市大仁清掃センター及び3号伊豆の国市長岡清掃センターを廃止する。

変 更 理 由

伊豆の国市では、ごみ焼却場として、1号伊豆の国市韮山ごみ焼却場、2号伊豆の国市大仁清掃センター及び3号伊豆の国市長岡清掃センターが都市計画決定されている。2号伊豆の国市大仁清掃センターは平成17年より、施設の老朽化によって稼働を停止し、1号伊豆の国市韮山ごみ焼却場と3号伊豆の国市長岡清掃センターにて、市内の一般廃棄物の可燃ごみを焼却処理しているが、すべての施設で稼働後30年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる。

伊豆市及び伊豆の国市では、安全で適切な廃棄物処理、循環型社会の構築を図るため、「新ごみ処理施設基本計画」に基づき、伊豆市の伊豆市清掃センター及び土肥戸田衛生センターの2か所、伊豆の国市の1号伊豆の国市韮山ごみ焼却場及び3号伊豆の国市長岡清掃センターの2か所の既存4施設の機能を集約し、伊豆市内に新ごみ処理施設（ごみ焼却場）を建設することとした。

このため、1号伊豆の国市韮山ごみ焼却場、2号伊豆の国市大仁清掃センター及び3号伊豆の国市長岡清掃センターは、今後も供用が見込まれないことから、田方広域都市計画を本案のとおり変更する。

変 更 概 要

田方広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

変 更 後	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	ごみ焼却場名			
	廃 止				
変 更 前	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	ごみ焼却場名			
	1	伊豆の国市 菰山ごみ焼却場	伊豆の国市 菰山山木字滝の洞南側	5,243.33 m ²	20t/日 1基
	2	伊豆の国市 大仁清掃センター	伊豆の国市 三福字鍋沢山	4,569.44 m ²	機械化バッチ燃焼式 焼却炉 2基 処理能力 20t/1日
3	伊豆の国市 長岡清掃センター	伊豆の国市 南江間字番匠田 " 字六郎ヶ洞	12,458.00 m ²	処理能力 20t/16hr	